



県章

山形県公報

平成21年8月18日(火)

第2069号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (村山総合支庁農村計画課) ……919
- 道路の区域の変更…………… (村山総合支庁北村山建設総務課) …… 同
- 同 …………… (同) ……920

告 示

山形県告示第753号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良事業(村木沢地区 地域水田農業支援緊急整備事業(緊急整備型))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営村木沢地区土地改良事業変更計画書の写し

- 2 縦覧に供する場所
山形市役所

- 3 縦覧に供する期間
平成21年8月21日から同年9月18日まで

- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第754号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成21年8月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成21年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
尾花沢市横町二丁目4055番1から		旧	11.0メートル } 9.5	メートル 448
同 新町五丁目4660番75まで			38.0メートル } 14.0	メートル 1,312
同	上	新	38.0メートル } 14.0	同上

山形県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成21年8月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成21年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
尾花沢市大字尾花沢字田町5832番1から		旧	14.5メートル } 10.5	メートル 2,585.8
同 字上新田4660番54まで			44.0メートル } 15.0	メートル 2,966
同	上	新	44.0メートル } 15.0	同上